

訪問介護パタパタママ運営規程

(事業の目的)

第1条 リラックスアンドスウィング株式会社が開設する訪問介護パタパタママ（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄及び食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事務所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問介護パタパタママ
- (2) 所在地 名古屋市緑区桃山4丁目314番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事務所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 1名以上
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
- (3) 訪問介護員等 2.5名以上（常勤換算）

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護の内容は、次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- (1) 身体介護

(2) 生活援助

2 第8条における通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

移動に要した往復の距離数とし、1キロメートル毎に20円とする。

3 前二項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、訪問介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、名古屋市（緑区、天白区、南区）とする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第9条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。また、これらの実施のために担当者を置く。

(身体拘束等の禁止)

第10条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(感染症対策)

第11条 事業所は、感染症の発生及びまん延の予防のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業所は、利用者に対して適切な指定居訪問介護を提供するため、訪問介護員等の勤務体制を整備するとともに、訪問介護員等の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年2回

2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。

- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項はリラックスアンドスウィング株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成17年8月15日から施行する。

この規定は、一部を変更し、平成18年2月2日から施行する。

この規定は、一部を変更し、平成18年3月1日から施行する。

この規定は、一部を変更し、平成18年3月6日から施行する。

この規定は、一部を変更し、平成18年8月1日から施行する。

この規定は、一部を変更し、平成19年5月1日から施行する。

この規定は、一部を変更し、平成20年5月1日から施行する。

この規定は、一部を変更し、平成21年6月1日から施行する。

この規定は、一部を変更し、平成21年8月1日から施行する。

この規定は、一部を変更し、平成21年9月1日から施行する。

この規定は、一部を変更し、平成22年2月1日から施行する。

この規定は、一部を変更し、平成22年2月2日から施行する。

この規定は、一部を変更し、平成22年5月18日から施行する。

この規定は、一部を変更し、平成22年9月1日から施行する。

この規定は、一部を変更し、平成23年5月1日から施行する。

この規定は、一部を変更し、平成23年12月1日から施行する。

この規定は、一部を変更し、平成25年1月1日から施行する。

この規定は、一部を変更し、平成26年5月1日から施行する。

この規定は、一部を変更し、平成26年9月1日から施行する。

この規定は、一部を変更し、平成27年3月1日から施行する。

この規定は、一部を変更し、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、一部を変更し、平成27年8月1日から施行する。

この規定は、一部を変更し、平成27年10月1日から施行する。

この規定は、一部を変更し、平成28年1月1日から施行する。

この規定は、一部を変更し、平成28年5月1日から施行する。

この規定は、一部を変更し、平成28年8月1日から施行する。

この規定は、一部を変更し、平成29年1月1日から施行する。

この規定は、一部を変更し、平成29年8月1日から施行する。

この規定は、一部を変更し、平成30年4月1日から施行する。

この規定は、一部を変更し、平成31年2月1日から施行する。

この規定は、一部を変更し、令和3年4月1日から施行する。

この規定は、一部を変更し、令和4年4月1日から施行する。